諏訪都市計画　地区計画について

　諏訪市では、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的として、都市計画法に基づく地区計画を定めています。

　地区計画の区域内では、建築物の用途などが定められ、また建築などを行う際は、行為の届出書の提出が必要になります。詳細は都市計画課までお問い合わせください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 地区計画の名称 | 地区の区分 | 建築してはならない建築物 | 建蔽率の最高限度 | 壁面の位置の制限 |
| 南衣ノ渡地区 | Ａ地区 | 次に掲げる建築物以外の建築物  １　医療施設  ２　医療施設に関連する施設 | 50％ | 都市計画道路湖周線の境界線から10メートル以上 |
|  | Ｂ地区 | １　ホテル、旅館  ２　ボーリング場、スケート場、水泳場  ３　ゴルフ練習場、バッティング練習場  ４　マージャン屋、パチンコ屋、勝馬投票券発売所、場外車券売場  ５　劇場、映画館、演芸場、観覧場  ６　キャバレー  ７　畜舎 |  |  |
| 中洲三ツ俣地区 | 全域 | １　神社、寺院、教会その他これらに類するもの  ２　老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの  ３　自動車教習所  ４　政令で定める規模の畜舎  ５　カラオケボックスその他これらに類するもの  ６　危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの  ７　住宅  ８　共同住宅、寄宿舎又は下宿  ９　老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの  10　図書館、博物館その他これらに類するもの  11　ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令で定める運動施設  12　マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの  　ただし、戸建住宅以外で当地区に勤務する従業員のための宿舎は除く。 | － | 道路境界線から1メートル以上 |